

令和6年度 第1回 静岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画推進協議会

日時：令和6年11月8日（金）

19時30分～20時45分

場所：駿河区役所 大会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（1）特定健康診査について

資料1

（2）特定保健指導について

資料2

（3）眼底検査について

資料3

4 閉 会

静岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画推進協議会

委員名簿

(敬称略)

委員	所属
溝田 友里	静岡社会健康医学大学院大学
小長井 英生	静岡医師会
竹内 康史	清水医師会
山本 知明	清水医師会健診センター
廣田 こずえ	S B S 静岡健康増進センター
豊島 智江	市民委員
市川 亨	市民委員

以上7名

1 特定健康診査について

(1) 特定健康診査とは

- 特定健康診査とは、生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドロームに着目した健診を行うもので、40歳～74歳の静岡市国民健康保険加入者を対象としている。
- 国は、第4期特定健康診査等実施計画で、受診率の目標値を保険者全体で70%以上、うち市町村国保については60%以上と設定している。
- 本市の特定健診受診率は、令和4年度は33.0%（政令指定都市国保平均29.5%）となっている。（図表1）

【図表1 政令指定都市の受診率一覧（H20～R4）】

順位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
	49.3%	46.8%	45.8%	44.2%	44.3%	45.3%	45.9%	46.4%	47.0%	47.4%	48.6%	49.0%	45.9%	45.4%	46.0%
2	千葉市	さいたま市	さいたま市	さいたま市	さいたま市	さいたま市	さいたま市	さいたま市	さいたま市	千葉市	千葉市	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市
	37.5%	33.3%	33.0%	34.3%	33.4%	34.2%	35.1%	36.5%	36.5%	39.9%	39.5%	38.9%	34.4%	37.0%	38.0%
3	さいたま市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	新潟市	北九州市	千葉市	千葉市	さいたま市	新潟市	さいたま市	北九州市	さいたま市	さいたま市
	35.3%	32.8%	32.9%	32.5%	32.7%	32.8%	34.6%	36.1%	36.2%	37.1%	37.3%	38.0%	33.5%	34.9%	35.9%
4	新潟市	新潟市	新潟市	新潟市	北九州市	北九州市	新潟市	北九州市	北九州市	新潟市	さいたま市	千葉市	静岡市	北九州市	北九州市
	30.4%	31.0%	31.6%	31.5%	32.6%	32.5%	33.6%	35.6%	35.8%	36.7%	36.9%	37.6%	33.4%	34.2%	35.2%
5	神戸市	神戸市	神戸市	北九州市	新潟市	千葉市	千葉市	新潟市	新潟市	北九州市	北九州市	静岡市	さいたま市	静岡市	千葉市
	26.3%	27.2%	28.6%	31.1%	32.2%	32.3%	33.4%	34.7%	35.4%	36.1%	36.6%	34.1%	32.1%	32.3%	33.1%
6	浜松市	名古屋市長久市	北九州市	神戸市	神戸市	神戸市	神戸市	神戸市	神戸市	神戸市	静岡市	浜松市	千葉市	浜松市	静岡市
	26.0%	27.0%	28.6%	29.9%	31.1%	30.8%	31.6%	32.4%	32.9%	33.5%	34.2%	32.9%	31.9%	32.3%	33.0%
7	名古屋市	北九州市	名古屋市	浜松市	名古屋市	浜松市	浜松市	浜松市	静岡市	静岡市	神戸市	北九州市	浜松市	岡山市	浜松市
	25.9%	25.6%	26.3%	27.8%	27.6%	29.1%	30.1%	32.1%	32.6%	33.4%	33.7%	32.7%	30.6%	32.2%	32.5%
8	堺市	岡山市	堺市	名古屋市	浜松市	静岡市	静岡市	静岡市	浜松市	浜松市	浜松市	神戸市	名古屋市	千葉市	岡山市
	25.8%	24.9%	25.7%	27.0%	27.1%	28.1%	30.0%	32.0%	31.8%	32.0%	32.7%	32.0%	28.8%	31.6%	32.1%
9	川崎市	浜松市	浜松市	堺市	熊本市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	熊本市	熊本市	神戸市	神戸市	神戸市
	23.3%	24.6%	25.2%	25.9%	27.0%	27.9%	28.9%	30.2%	30.6%	31.0%	30.8%	30.9%	28.5%	30.7%	31.9%
10	横浜市	堺市	岡山市	熊本市	熊本市	熊本市	熊本市	岡山市	岡山市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	熊本市	名古屋市	名古屋市
	22.2%	23.4%	24.1%	24.6%	26.7%	26.8%	28.1%	28.0%	28.6%	29.1%	30.7%	30.9%	27.7%	30.6%	31.4%
11	北九州市	京都市	京都市	京都市	堺市	堺市	堺市	堺市	堺市	熊本市	岡山市	名古屋市	堺市	熊本市	熊本市
	22.0%	23.1%	22.4%	22.4%	26.4%	26.6%	27.2%	27.6%	27.1%	27.6%	30.5%	29.0%	27.5%	28.8%	29.9%
12	京都市	川崎市	相模原市	川崎市	岡山市	岡山市	岡山市	熊本市	熊本市	堺市	堺市	堺市	岡山市	堺市	堺市
	21.2%	22.0%	20.7%	21.2%	25.3%	25.4%	26.8%	27.4%	26.4%	27.0%	27.2%	27.4%	27.2%	27.8%	29.4%
13	大阪市	横浜市	川崎市	相模原市	川崎市	京都市	川崎市	相模原市	相模原市	相模原市	京都市	京都市	川崎市	川崎市	川崎市
	17.2%	20.4%	20.7%	20.8%	22.6%	23.0%	24.5%	26.4%	26.3%	26.6%	27.2%	27.3%	25.8%	27.0%	28.3%
14	札幌市	大阪市	横浜市	大阪市	京都市	川崎市	相模原市	川崎市	川崎市	川崎市	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市
	16.0%	17.1%	19.4%	20.1%	22.5%	22.9%	24.5%	25.5%	26.2%	26.6%	27.2%	27.2%	25.3%	26.9%	28.0%
15	福岡市	札幌市	福岡市	札幌市	福岡市	相模原市	京都市	京都市	京都市	京都市	相模原市	相模原市	広島市	相模原市	広島市
	15.2%	16.8%	18.8%	19.7%	22.0%	22.1%	23.7%	24.7%	25.6%	26.5%	26.6%	26.7%	23.3%	26.4%	27.6%
16	静岡市	福岡市	札幌市	横浜市	相模原市	福岡市	福岡市	横浜市	福岡市	福岡市	川崎市	川崎市	相模原市	広島市	相模原市
	14.4%	16.7%	18.2%	19.7%	21.4%	22.1%	23.1%	21.9%	23.0%	25.7%	26.4%	25.9%	21.8%	24.8%	27.6%
17	広島市	静岡市	大阪市	福岡市	横浜市	横浜市	横浜市	大阪市	大阪市	大阪市	広島市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市
	13.0%	16.5%	18.2%	19.5%	19.9%	20.4%	21.5%	21.6%	22.0%	22.6%	25.2%	25.4%	21.8%	24.7%	26.0%
18	広島市	静岡市	静岡市	静岡市	大阪市	大阪市	大阪市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	広島市	広島市	京都市	京都市
		14.2%	17.3%	19.1%	19.9%	19.7%	20.9%	21.6%	21.0%	21.9%	24.3%	25.0%	20.6%	22.8%	25.7%
19			広島市	広島市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	広島市	大阪市	大阪市	京都市	京都市	大阪市
			13.5%	13.6%	17.6%	18.8%	19.7%	20.0%	20.3%	21.2%	23.1%	22.3%	20.1%	21.8%	24.2%
20					広島市	広島市	広島市	広島市	広島市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市
					15.1%	15.0%	16.9%	18.6%	19.1%	20.2%	22.4%	20.5%	19.0%	18.9%	20.7%
平均	23.3%	23.4%	23.7%	24.4%	25.0%	25.4%	26.5%	29.0%	27.6%	30.1%	29.5%	29.0%	26.4%	28.1%	29.5%

(2) 令和5年度 特定健康診査等実績

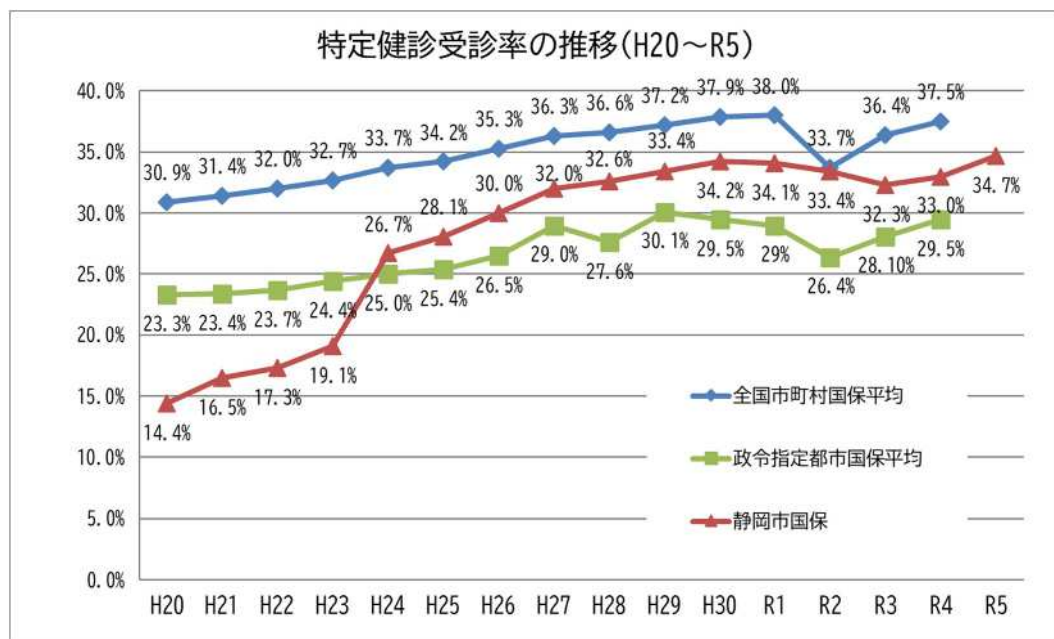
ア 健康診査実施状況（法定報告・実績値）

- 令和5年度の特定健診受診率は、目標値 36.5%に対し、34.7%であった。
目標値には届かなかったものの、前年度と比較すると 1.7%増加した。
- 後期高齢者医療制度健康診査の受診率も 25.8%と前年度比増、30 歳代や国保中途加入者を対象とした国保健診も実施者数が増加している。（図表 2）

【図表 2 受診状況一覧（R 1～R 5）】

健診種別		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
特定健康診査 (40～74 歳)	対象者数	103,311	102,657	100,565	94,137	88,620
	受診者数(人)	35,260	34,240	32,497	31,076	30,732
	受診率(%)	34.1	33.4	32.3	33.0	34.7
後期高齢者 健康診査 (75 歳以上)	対象者数(人)	101,059	103,648	106,360	104,854	109,212
	受診者数(人)	25,864	25,827	24,229	26,140	28,157
	受診率(%)	25.6	24.9	22.8	24.9	25.8
国民健康保険 健康診査 (30～39 歳) (中途加入者)	30 歳代(人)	737	802	738	676	690
	中途加入者(人)	528	513	556	547	645
	計(人)	1,265	1,315	1,294	1,223	1,335

【図表 3 特定健康診査受診率推移（H20～R5 法定報告値）】



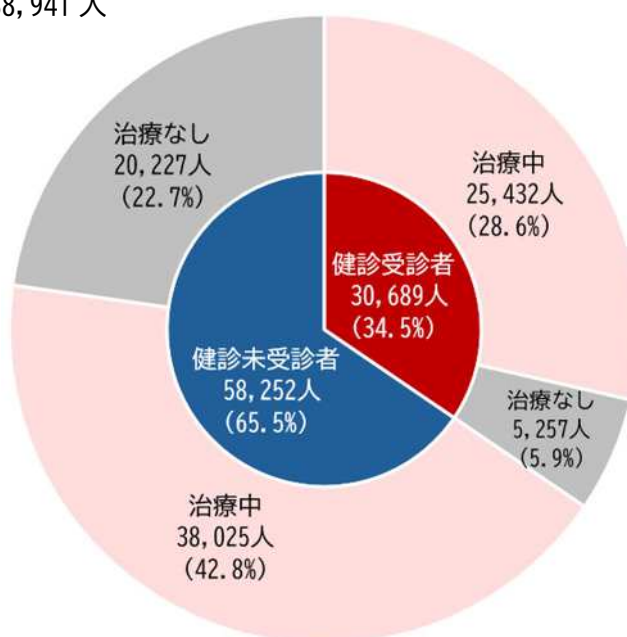
【図表4 令和5年度 特定健康診査受診機関別内訳（前年度比較）】

		病院・ 健診センター	静岡医師会	清水医師会	その他 健診機関	受診者数計
R 5	人数	13,469 人	13,142 人	5,778 人	863 人	33,252 人
	割合	40.5%	39.5%	17.4%	2.6%	—
R 4	人数	13,189 人	13,696 人	6,029 人	838 人	33,752 人
	割合	39.1%	40.6%	17.9%	2.5%	—
前年度 との差	人数	+280 人	▲554 人	▲251 人	+25 人	▲500 人
	割合	+1.4%	▲1.1%	0.5%	+0.1%	—

※ 受診者数は、年度途中で国保資格を喪失した者等を含むため、図表1の法定報告値とは異なる。

【図表5 令和5年度 特定健康診査対象者の生活習慣病の治療の有無】

健診対象者：88,941 人



※国保データベース（KDB）システム
（厚生労働省様式 5-5（二次加工））

イ 令和5年度の受診率向上に向けた取組

(ア) 未受診者への受診勧奨通知の発送

- 令和5年度は、「40歳代の未受診者」と、「50歳代以上の未受診者は過去5年間の受診歴に分けて」、タイプ別の4種類の受診勧奨通知を12月に35,881人に発送し、そのうち8,637人(24.1%)が受診した。(図表6、7)

【図表6 受診勧奨実施状況(R5)】

	発送者数	受診者数	受診率
ア 40歳代の未受診者	9,971人	807人	8.1%
イ 50歳以上の過去5年間に4～5回 健診受診歴がある未受診者	9,207人	4,026人	43.7%
ウ 50歳以上の過去5年間に3回 健診受診歴がある未受診者	3,778人	1,301人	34.4%
エ 50歳以上の過去5年間に1～2回 健診受診歴がある未受診者	12,925人	2,503人	19.4%
計	35,881人	8,637人	24.1%

【図表7 受診勧奨通知(R5 ※パターン:ウ)】

The flyer is divided into three main sections:

- Left Panel:** Features a cartoon character holding a sign that says "あと3か月だけです!" (Only 3 months left!). It mentions "特定健康診断" (Designated Health Examination) and provides contact information for the Shizuoka City Health Promotion Center.
- Middle Panel:** Titled "ご存じですか? 特定健診は生活習慣病に着目した健康診断です" (Do you know? Designated Health Examination is a health examination focusing on lifestyle-related diseases). It lists diseases like diabetes, kidney disease, and heart disease, and emphasizes the importance of annual check-ups.
- Right Panel:** Titled "受診期間 令和6年3月31日まで" (Examination Period: Until March 31, 2024). It outlines the steps: 1. Confirm the coupon, 2. Make a reservation, and 3. Attend the check-up. It also includes a QR code for the application form.

(イ) 他の検診との連携

○ 特定健診受診者の大腸がん検診受診推進事業

特定健診と大腸がん検診を同時受診した場合、大腸がん検診の自己負担金 300 円を無料化する事業で、令和 5 年度の同時受診者は 9,668 人、57.8%であった。(図表 8)

【図表 8 同時受診の実施状況】

	R 4	R 5	前年度との差
特定健診受診者数(40～60 代)	16,861 人	16,741 人	▲120 人
同時受診者数	9,492 人	9,668 人	+176 人
特定健診受診率	56.3%	57.8%	+1.5%

○ サンデーレディース健診の実施

女性を対象に、日曜日に子宮頸がんや乳がん検診、歯周病検診等を同時に実施するもので、令和 5 年度は、3 医療機関（静岡医師会健診センター MEDIO、清水医師会健診センター、聖隷静岡健診クリニック）で計 6 回実施した。

(ウ) 電子申請（Ｌｏｇｏフォーム）での受診券再発行の受付

これまで、受診券を紛失された方については、電話でのお問合せか各区役所保険年金課窓口で受け付けていたものを、令和 5 年 12 月末から電子申請による再発行の受付を開始したところ、3 月末までに 170 件を受け付け、利便性が向上した。

(エ) 啓発事業

- 成人健診まるわかりガイドの全世帯配布
- 市広報紙への特定健診及びがん検診の特集記事の掲載
- 啓発ポスターの掲示（医療機関、公共施設、自治会町内会、スーパー） 等

(3) 令和6年度 特定健診等事業計画

ア 目標値

令和6年3月に策定したデータヘルス計画の令和6年度受診率目標値 34.2%を目標し、健診事業に取り組んでいく。(図表9)

【図表9 特定健診受診率の目標値】 出典：データヘルス計画 p64, 65

	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
特定健診受診率	34.2%	35.5%	36.8%	38.1%	39.4%	40.7%

※ 令和6年度の目標値は、コロナ禍以前の受診率の最大値である 34.2%とした。その後の受診率は、第2期（平成25年度～29年度）の増加ポイントの平均値である 1.3 ポイントを採用し、最終年度の令和11年度には 40.7%を目指す。

イ 改善の取組

(ア) 特定健診受診勧奨通知の改善

- 令和6年度は、「今年度から特定健診の対象となる 40 歳の未受診者」及び「41 歳～74 歳の健康状態不明（健診未受診、生活習慣病のレセプトなし）の未受診者」を対象に、受診勧奨を行う。
- 静岡県の国保ヘルスアップ支援事業「広報等戦略事業(未受診者対応力向上)」に参加し、アドバイザーから助言・指導をいただきながら、受診勧奨通知の改善を図る。

【図表10 受診勧奨通知（R6）】

(案)

特定健診のお知らせ

今年から特定健診を受けられるようになりました。

特定健診のお知らせ

国が定めた健診です。

最後に受けたのは、何年前ですか？

静岡市

静岡市特定健診の御案内

お得なポイント

- 40歳から1万円相当の健診が**無料**
- 生活習慣病の**予防と早期発見**
- 健診結果に基づいて、リスクが**表現を変える**
× 特定保健指導
専門家が個別にサポート
- 同時受診で**大腸がん検診(検便検査)300円が無料**

受診の2ステップ

- 予約する
- 受診する

がん検診の公費負担について

公費負担ありで、一般価格より安価に受けられます。※詳しくはこちら▶▶▶

○子宮頸がん検診(女性のみのみ) ○胃がん検診
○乳がん検診(女性のみのみ) ○肺がん・結核検診
○大腸がん検診(※特定健診と同時受診で通常300円が無料)

【問合せ】 静岡市 健康づくり推進課 健診係 TEL054-2-XXXXXX

※ 紛失した場合は、受診券を再発行します。健康づくり推進課に御連絡いただくか、再発行申請フォームを御利用ください。▶▶▶

※ この通知は令和6年10月末時点で特定健康診査を受診していない方に発送しています。行き違いの場合は何卒ご容赦ください。

表面は、メッセージを記載

裏面上部に、メリットを記載

表現を変える
× 特定保健指導

文字を減らす
× 健診の予約をする

がん検診も一緒に案内

問合せはまとめて記載

(40 歳の方)

(健康状態不明者)

(イ) 各区保険年金課での積極的な健診の案内

- 国保加入手続きの際の、「成人健診まるわかりガイド」の積極的な配布、静岡県が実施する特定健診ポスターの掲示

(ウ) 後期健診受診勧奨通知の送付【新規】

- 令和6年度は、新規事業として、健康状態不明者（健診未受診、介護認定なし、医療受診なし）に対し、受診勧奨通知を発送する。

2 特定保健指導について

(1) 特定保健指導とは

- 特定保健指導とは、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発生リスクが高い方に対して、医師や保健師、管理栄養士等が対象者一人ひとりの身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートを行うもの。
- リスクの程度に応じて、動機づけ支援と積極的支援がある。（積極的支援がよりリスクが高い）
- 国は、第4期特定健康診査等実施計画で、実施率の目標値を保険者全体で45%以上、うち市町村国保については60%以上と設定している。
- 本市の特定保健指導実施率は、令和4年度は23.9%（政令指定都市国保平均14.3%）となっている。（図表1）

【図表1 政令指定都市の実施率一覧（H20～R4）】

順位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
1	福岡市	北九州市	相模原市	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市	広島市	広島市	さいたま市	静岡市	さいたま市	福岡市	福岡市
	29.9%	49.8%	39.4%	35.4%	37.3%	38.5%	35.1%	33.8%	33.0%	35.5%	36.4%	33.7%	31.7%	29.3%	26.9%
2	新潟市	新潟市	福岡市	さいたま市	さいたま市	広島市	さいたま市	広島市	さいたま市	静岡市	広島市	福岡市	静岡市	さいたま市	さいたま市
	24.9%	33.2%	37.2%	33.6%	32.9%	34.6%	31.1%	29.7%	31.0%	35.1%	35.6%	31.5%	29.2%	28.6%	25.7%
3	静岡市	広島市	北九州市	相模原市	相模原市	さいたま市	北九州市	北九州市	北九州市	さいたま市	静岡市	さいたま市	広島市	静岡市	広島市
	23.5%	31.8%	34.6%	32.1%	30.9%	31.6%	30.2%	28.7%	30.0%	28.1%	35.1%	31.1%	27.5%	26.0%	25.7%
4	京都市	福岡市	広島市	広島市	広島市	北九州市	広島市	さいたま市	静岡市	北九州市	北九州市	広島市	福岡市	広島市	静岡市
	18.3%	27.2%	33.5%	31.5%	29.3%	30.3%	30.0%	27.4%	28.6%	27.9%	31.9%	27.8%	23.4%	23.3%	23.9%
5	広島市	静岡市	新潟市	北九州市	北九州市	相模原市	相模原市	相模原市	福岡市	相模原市	福岡市	北九州市	京都市	京都市	神戸市
	16.7%	23.9%	25.7%	27.5%	29.2%	28.1%	23.9%	25.0%	27.4%	24.1%	31.2%	26.5%	21.6%	20.1%	23.5%
6	千葉市	京都市	さいたま市	新潟市	京都市	新潟市	京都市	静岡市	相模原市	福岡市	新潟市	京都市	北九州市	北九州市	北九州市
	11.5%	18.5%	25.0%	21.8%	24.0%	22.0%	21.4%	24.0%	27.2%	27.5%	23.1%	22.1%	18.9%	19.3%	20.2%
7	北九州市	千葉市	千葉市	静岡市	新潟市	静岡市	新潟市	京都市	新潟市	新潟市	京都市	浜松市	千葉市	神戸市	千葉市
	10.5%	17.7%	18.9%	21.3%	20.9%	18.9%	19.5%	20.5%	20.0%	21.6%	19.4%	17.7%	17.1%	18.2%	19.8%
8	神戸市	仙台市	静岡市	京都市	静岡市	京都市	静岡市	新潟市	京都市	京都市	京都市	浜松市	浜松市	千葉市	京都市
	6.1%	15.7%	16.3%	20.8%	17.1%	17.5%	18.9%	18.9%	19.2%	18.5%	17.1%	16.7%	17.0%	15.6%	18.7%
9	札幌市	さいたま市	京都市	千葉市	熊本市	熊本市	浜松市	熊本市	熊本市	熊本市	相模原市	新潟市	新潟市	新潟市	相模原市
	5.9%	12.4%	16.0%	14.4%	16.0%	15.7%	14.1%	14.1%	16.0%	16.4%	16.3%	16.5%	16.0%	14.3%	16.5%
10	仙台市	岡山市	仙台市	浜松市	浜松市	浜松市	熊本市	浜松市	浜松市	千葉市	熊本市	千葉市	相模原市	浜松市	新潟市
	3.4%	11.1%	9.7%	11.1%	11.9%	14.6%	13.8%	12.9%	14.3%	14.7%	14.7%	15.4%	15.6%	14.2%	15.7%
11	川崎市	札幌市	川崎市	川崎市	千葉市	千葉市	岡山市	仙台市	千葉市	浜松市	千葉市	熊本市	神戸市	相模原市	浜松市
	3.2%	10.3%	9.4%	10.1%	11.7%	11.2%	10.0%	9.5%	13.3%	14.0%	13.0%	14.4%	15.2%	13.4%	15.7%
12	堺市	川崎市	札幌市	札幌市	川崎市	岡山市	千葉市	岡山市	札幌市	仙台市	神戸市	神戸市	熊本市	熊本市	札幌市
	3.0%	9.9%	9.1%	7.6%	11.0%	9.6%	9.8%	9.3%	9.1%	9.4%	11.0%	14.1%	13.1%	12.6%	14.1%
13	さいたま市	浜松市	浜松市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	神戸市	仙台市	札幌市	仙台市	札幌市	岡山市	大阪市	熊本市
	1.8%	9.2%	8.8%	7.1%	8.7%	8.2%	7.1%	8.7%	8.7%	8.9%	10.1%	11.4%	9.9%	12.4%	11.9%
14	大阪市	横浜市	神戸市	神戸市	札幌市	札幌市	札幌市	千葉市	神戸市	岡山市	岡山市	仙台市	横浜市	札幌市	仙台市
	1.3%	9.1%	8.7%	6.2%	7.4%	7.4%	6.8%	8.4%	7.9%	8.7%	8.5%	8.8%	9.3%	11.9%	10.7%
15	名古屋市	神戸市	横浜市	横浜市	横浜市	川崎市	神戸市	札幌市	横浜市	横浜市	札幌市	横浜市	札幌市	横浜市	岡山市
	1.2%	8.9%	5.4%	6.0%	5.9%	7.1%	6.7%	7.8%	6.3%	7.2%	8.2%	8.7%	9.3%	8.5%	9.9%
16	浜松市	名古屋市	名古屋市	岡山市	神戸市	神戸市	川崎市	川崎市	岡山市	堺市	横浜市	岡山市	仙台市	岡山市	横浜市
	1.1%	6.6%	5.3%	5.4%	5.9%	6.3%	6.0%	5.5%	6.1%	6.8%	7.7%	8.4%	7.6%	8.2%	8.5%
17	横浜市	堺市	岡山市	堺市	岡山市	名古屋市	横浜市	横浜市	堺市	神戸市	堺市	堺市	堺市	仙台市	大阪市
	1.0%	4.3%	5.0%	5.3%	5.8%	5.2%	5.9%	5.0%	5.9%	6.8%	7.1%	7.2%	6.8%	7.9%	7.2%
18		大阪市	堺市	名古屋市	名古屋市	横浜市	堺市	堺市	名古屋市	大阪市	川崎市	名古屋市	大阪市	名古屋市	堺市
		4.0%	4.9%	4.7%	5.7%	4.7%	4.8%	4.6%	5.4%	6.0%	5.9%	6.9%	6.6%	6.4%	6.9%
19			大阪市	大阪市	大阪市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	川崎市	名古屋市	名古屋市	川崎市	堺市	堺市	名古屋市
			4.1%	3.8%	4.2%	3.2%	4.5%	4.5%	4.3%	5.6%	5.7%	6.4%	6.0%	6.2%	6.4%
20					堺市	堺市	大阪市	大阪市	大阪市	川崎市	大阪市	大阪市	名古屋市	川崎市	川崎市
					4.1%	2.5%	2.3%	2.3%	3.3%	4.7%	4.7%	6.1%	4.4%	4.4%	5.5%
平均	7.1%	15.6%	13.9%	13.4%	13.8%	13.3%	12.9%	12.7%	13.6%	14.2%	15.2%	15.0%	13.6%	14.0%	14.3%

(2) 令和5年度 特定保健指導等実績

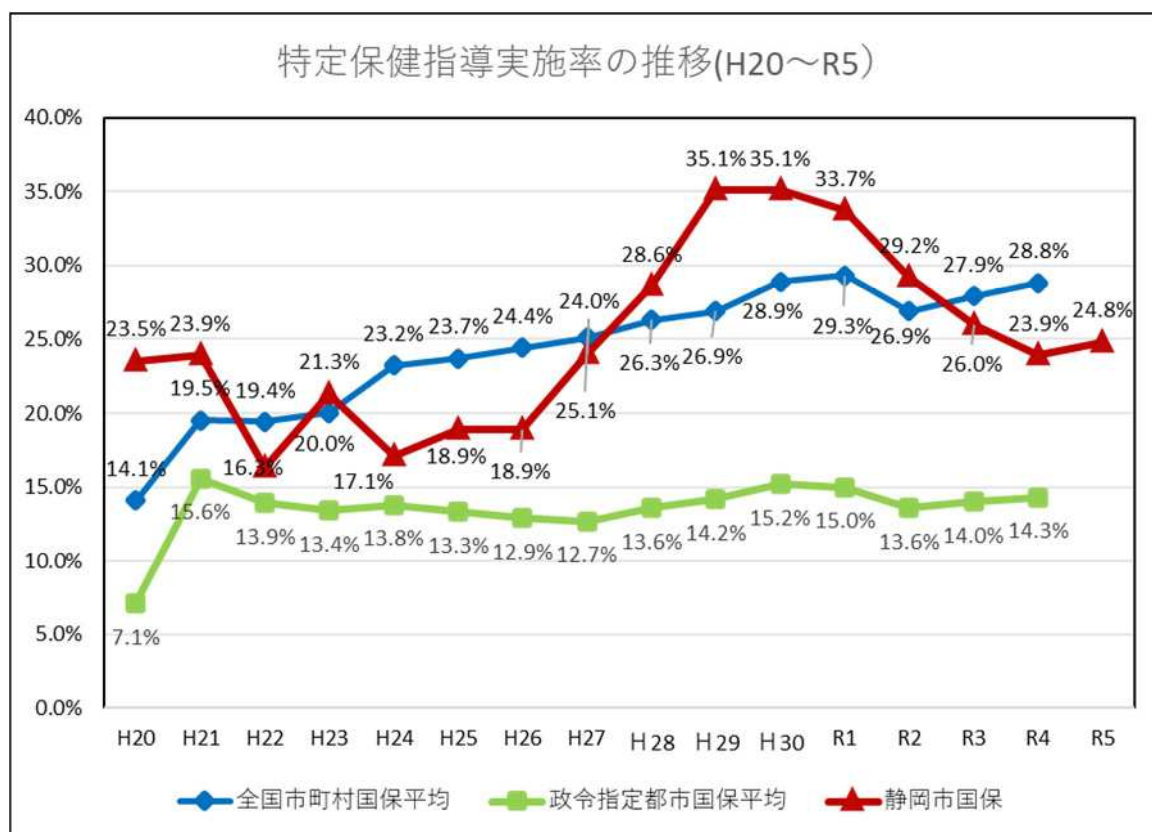
ア 特定保健指導実施状況（法定報告）

○ 令和5年度の特定保健指導実施率は、目標値 34.6%に対し、24.8%であった。目標値には届かなかったものの、令和元年度以降減少傾向だった実施率が、令和5年度は前年度比 0.9%増加した。

【図表2 実施状況一覧（R1～R5）】

		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
特定保健指導 (40～74歳)	対象者数(人)	3,153	3,138	2,903	2,790	2,762
	終了者数(人)	1,064	917	756	666	684
	実施率(%)	33.7%	29.2%	26.0%	23.9%	24.8%

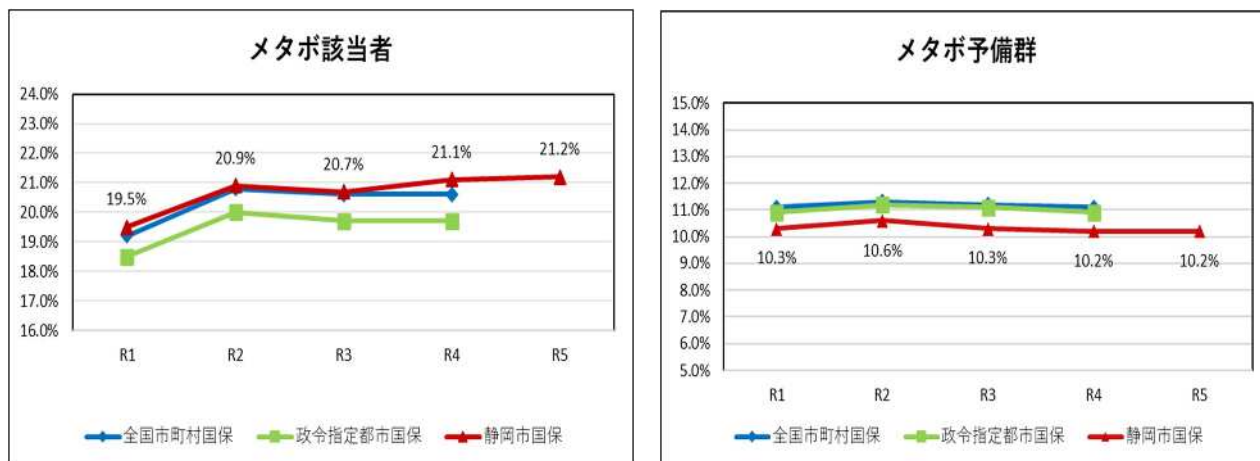
【図表3 特定保健指導実施率推移（H20～R5 法定報告値）】



イ 静岡市のメタボリックシンドローム割合の推移

- メタボリックシンドローム該当者割合は微増、予備群割合はほぼ横ばいで経過している。

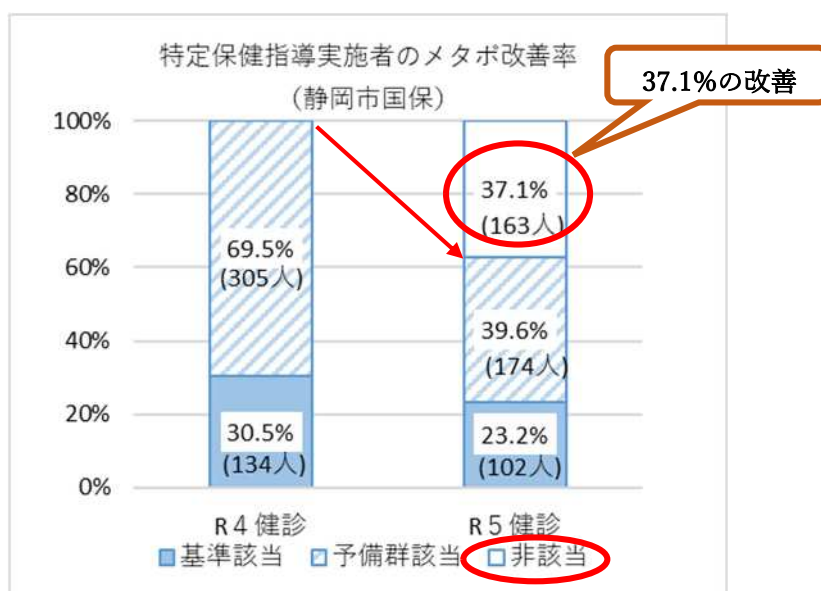
【図表4 メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の推移（R1～R5 法定報告値）】



ウ 特定保健指導実施者のメタボ改善率

- 令和4年度健診でメタボリックシンドローム「基準該当」または「予備群該当」となり特定保健指導を実施した 439 人について、令和5年度健診では 163 人（37.1%）の方がメタボリックシンドローム「非該当」となり改善が見られた。

【図表5 特定保健指導実施者のメタボ改善率】



エ 令和5年度の実施率向上に向けた取組

- (ア) 特定保健指導利用券交付時の利用勧奨
- (イ) 各保健福祉センター及び委託医療機関による利用勧奨
- (ウ) 初回面接における分割実施の推進
健診当日にすべての検査結果が判明しない場合でも、初回面接の分割実施を可能とするもの。すべての検査結果がそろった後に、再度保健指導を実施する。
- (エ) ICT を活用した特定保健指導
対象者の都合に合わせた場所や時間に、お手持ちのスマートフォンやパソコン、タブレットを用いて遠隔で特定保健指導を受けることを可能とした。
- (オ) 二次検診の実施（検査項目：糖負荷試験・頸動脈エコー・尿検査）
血糖高値の特定保健指導対象者に生活習慣改善の動機付けとするために市独自で実施。
- (カ) 杏林堂薬局 サイネージへの掲載
- (キ) 特定保健指導実施者向け研修会の実施

(3) 令和6年度 特定保健指導実施計画

ア 目標値

令和6年3月に策定したデータヘルス計画の令和6年度実施率目標値 27.5%を目指す。

(図表6)

【図表6 特定保健指導実施率の目標値】

	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
特定保健指導実施率	27.5%	29.0%	30.5%	32.0%	33.5%	35.1%

イ 改善の取組

- ICT を活用した特定保健指導実施機関の拡大（3機関→5機関）

ウ 特定保健指導未利用者対策【新規】

- 平日日中に加え、平日夜間・土日祝日でも、市民にとって生活上身近な薬局で特定保健指導を受けることを可能とした。（市内3薬局、計10店舗）

3 眼底検査について

- 令和4年、5年と継続的に協議してきたが、健診実施医療機関が自院で眼底検査を実施できない場合、眼底検査のみを他院で実施するフローについて、協議会、医師会等との協議の上で、令和7年度から運用することとしたい。

(1) 特定健診における詳細な項目（眼底検査）の実施基準

- ア 判断基準（下表）を踏まえた一定の基準の下、重症化の進展を早期にチェックするため、医師が必要と判断した場合は、詳細な健診を実施する。
- イ 健診機関は、基準に該当した者すべてに対して、詳細な健診を実施することは適当ではなく、受診者の性別、年齢等を踏まえ、医師が判断し、その判断理由を医療保険者に示すとともに、受診者に説明する。
- ウ 他の医療機関において行った最近の結果が明らかで、再検査を行う必要がないと判断される者、現に高血圧、心臓病等の疾患により医療機関において管理されている者については、詳細な健診を行う必要はない。
- エ 健康診査の結果から、医療機関として直ちに受診する必要がある者については、受診勧奨を行い、医療機関において、診療報酬により、必要な検査をする。

【判定基準】

当該年度の健診結果等において、①血圧が以下の a、b のうちいずれかの基準又は②血糖の値が a、b、c のうちいずれかの基準に該当した者

① 血圧	a 収縮期血圧	140mmHg 以上
	b 拡張期血圧	90mmHg 以上
② 血糖	a 空腹時血糖	126mg/dl 以上
	b HbA1c (NGSP)	6.5%(NGSP 値)以上
	c 随時血糖	126mg/dl 以上

※ 眼底検査は、当該年度の特定健康診査の結果等のうち、①の a、b のいずれの血圧の基準にも該当せず、かつ当該年度の血糖検査の結果を確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、②のうち a、b、c のいずれかの基準に該当した者も含む。

（出典：標準的な健診・保健指導プログラム令和6年度版 P.76 別紙2）

※ 眼底検査は、基準に基づき医師が必要と認める者であって特定健康診査当日から1ヶ月以内に眼底検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

（出典：特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版) P.5）

【実施方法】

- ・手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。
- ・高血糖者に対しては、原則、両眼の眼底撮影を行う。その上で、所見の判定がより重症な側の所見を記載すること。
- ・その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第7版」等）が示されているので、これを参考とすること。

（出典：標準的な健診・保健指導プログラム令和6年度版 P.123 別紙4）

(2) 特定健診における眼底検査の実施状況

○ 眼底検査判定基準該当者（令和5年度）（人、％）

	人数	割合
収縮期血圧 140mmHg 以上	8,115	24.4
拡張期血圧 90mmHg 以上	3,718	11.2
血糖 126mg/dl 以上	5,962	17.9
HbA1c(NGSP)6.5%以上	3,067	9.2
判定基準該当者	13,977	42.0

○ 眼底検査実施状況（人）

	R3	R4	R5
特定健診受診者	33,737	33,752	33,252
眼底検査受診者	1,924	1,823	1,917
静岡医師会加入機関での 眼底検査受診者	210	168	147
清水医師会加入機関での 眼底検査受診者	100	97	91

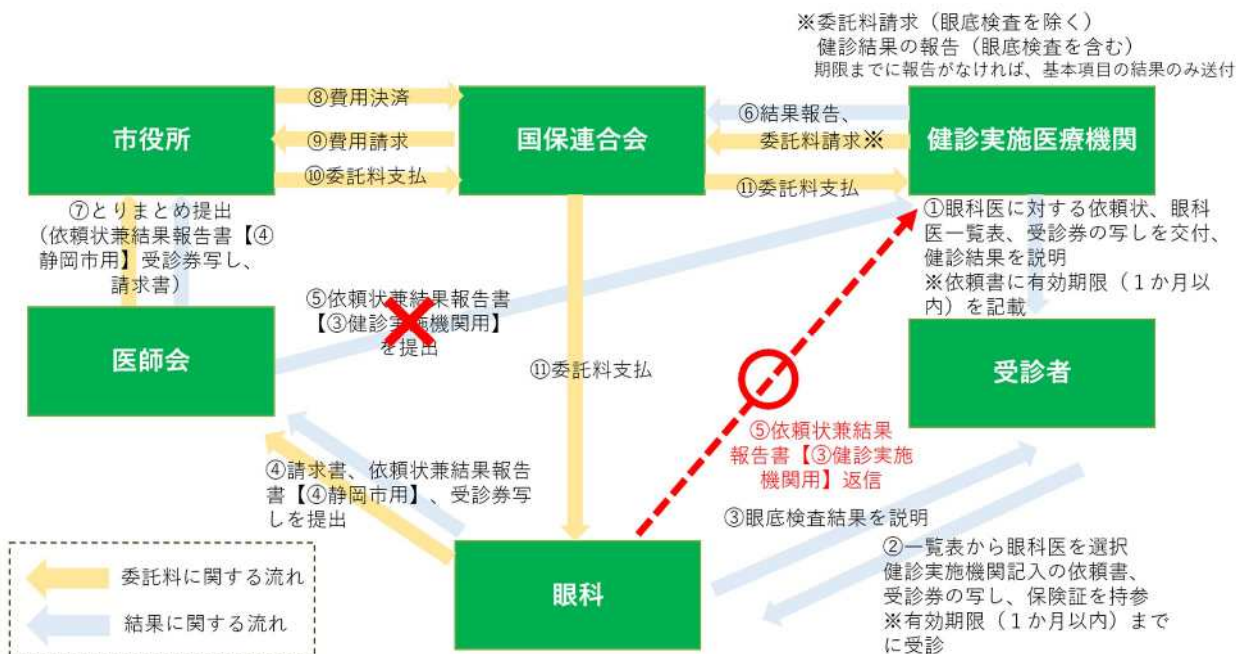
※受診者数は年度途中で国保資格を喪失した者等を含むため、法定報告値とは異なる。

○ 眼底検査実施機関数（令和5年度）

	静岡医師会	清水医師会
眼底検査実施機関	3	4
健診実施機関	163	62
実施機関割合	1.84%	6.45%

(3) 実施フロー

ア 特定健診及び後期高齢者健診（国保連を通したフロー）※R 5 提示案から変更あり

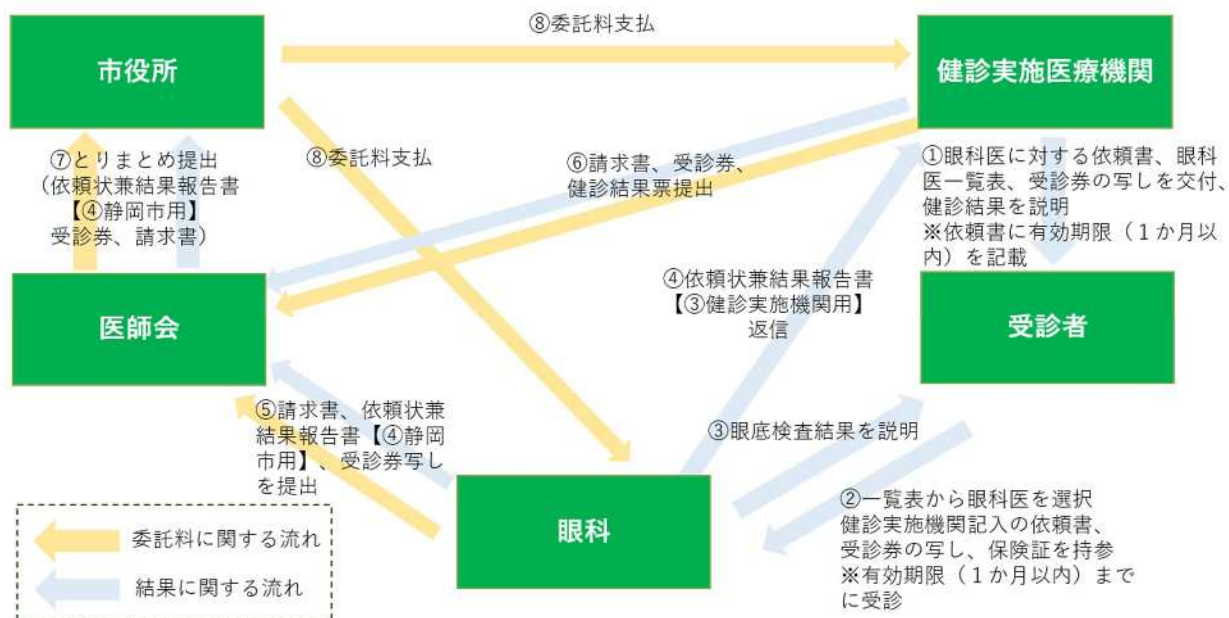


【各機関の役割】

特定健診実施機関	・受診者に健診結果を説明 ・眼底検査依頼状の作成 ・受診者に眼底検査依頼状、眼科医一覧表及び受診券の写しを交付 ・眼底検査を除いた健診委託料を国保連合会経由で市に請求 ・眼科からの眼底検査結果報告の確認し、眼底検査結果を含む健診結果を国保連合会経由で市へ報告
眼科	・眼底検査の実施 ・受診者に眼底検査結果を説明 ・健診実施機関へ眼底検査依頼状兼結果報告書（③健診機関用）を返信 ・請求書、眼底検査依頼状兼結果報告書（④静岡市用）及び受診券の写しを医師会へ提出
医師会	・眼科から提出される請求書、眼底検査依頼状兼結果報告書（④静岡市用）及び受診券の写しをとりまとめ、市へ提出

イ 国保健診（30 歳代、途中加入）及び生活保護受給者健診（国保連を通さないフロー）

※今回初めて提案



【各機関の役割】

特定健診実施機関	・ 受診者に健診結果を説明 ・ 眼底検査依頼状の作成 ・ 受診者に、眼底検査依頼状、眼科医一覧表及び受診券の写しを交付 ・ 眼底検査を除いた健診委託料を医師会経由で市に請求 ・ 眼科からの眼底検査結果報告の確認し、眼底検査の結果を含む健診結果を医師会経由で市へ報告
眼科	・ 眼底検査の実施 ・ 受診者に眼底検査結果を説明 ・ 健診実施機関へ眼底検査依頼状兼結果報告書（③健診機関用）を返信 ・ 請求書、眼底検査依頼状兼結果報告書（④静岡市用）及び受診券写しを医師会へ提出
医師会	・ 特定健診実施機関及び眼科から提出される請求書、眼底検査依頼状兼結果報告書（④静岡市用）及び受診券（写し）をとりまとめ、市へ提出

(4) 検討事項

ア 協力していただける眼科医療機関の事前調査について

⇒ 令和7年1月頃実施予定

イ 実施基準に該当する者について

⇒ 基準に該当する者のうち「医師が必要と判断」する「判断基準」は、各医師会や各健診実施機関において検討・共有いただきたいと考えるが如何か。

ウ 運用の周知について

⇒ 市が、医師会を通じて書面による情報提供を実施する。必要に応じて、市が説明する機会を設ける。

眼底検査依頼状

※ボールペンで太枠中を記入してください。

フリガナ			性別														
氏名	姓	名	男・女	生年月日	大正							健診日	令和				
					昭和												
					平成		年		月		日			年	月	日	
	(歳)																
住所	静岡市 葵区・駿河区・清水区										保険証番号	国保・後期					
												※生保の場合は、記入不要					
受診区分	1 特定健康診査(40～74歳の国保加入者) 2 国民健康保険健康診査(30代の国保加入者又は40～74歳の年度途中国保加入者) 3 後期高齢者医療制度健康診査(75歳以上) 4 生活保護被保護者等健康診査																
受診券番号																	
依頼理由	1 血圧の数値が高いため。()																
	2 血糖の数値が高いため。()																
	3 血圧及び血糖の数値が高いため。()																
	4 前年度の血糖の数値が高いため。()																
	5 その他()																
備考											眼底検査有効期限	健診実施日から1か月以内 年 月 日					

健診実施機関名		電話番号	
---------	--	------	--

健診実施機関の方へ

- ・静岡市の特定健診等で眼底検査の対象となった方に自院で検査を実施できない場合、こちらの依頼書をご使用ください。
- ・受診者へご案内いただく際は、この依頼書(②、③、④)、受診券の写し、「眼底検査実施機関一覧表」をお渡しください。
- ・眼底検査受診の際には、上記書類と保険証(生保の方の場合は、生活保護受給証明書)をご持参の上、
「眼底検査実施機関一覧表」の中から眼科をご予約いただき、有効期限までにご受診いただくようご案内お願いいたします。
- ・静岡市への健診委託料の請求及び結果報告については、検査実施機関からの結果報告後をお願いいたします。
(健診委託料は眼底検査を除いた項目、結果報告は眼底検査を含む項目としてください。)
- ・眼底検査部分については、検査実施機関からの結果報告を受け、市から直接検査料を支払います。)
- ・こちらの依頼書(①)は健診結果等と併せて、保管してください。

眼底検査の実施方法について(標準的な健診・保健指導プログラムから抜粋)

- ・手持式、額带式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。
- ・高血糖者に対しては、原則、両眼の眼底撮影を行う。その上で、所見の判定がより重症な側の所見を記載すること
- ・その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書(「循環器病予防ハンドブック第7版」等)が示されているので、これを参考とすること。

○静岡市附属機関設置条例

平成30年 3 月20日

条例第17号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

(委員)

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。

4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(略)

別表第1（第2条から第6条まで関係）

1 市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
(略)					
静岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画推進協議会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画の実施の推進について調査審議すること。	7人以内	1 学識経験を有する者 2 医師 3 特定健康診査等を実施する機関を代表する者 4 市民	2年	委員の互選により定める者
(略)					

2 教育委員会

(略)

3 公営企業管理者

(略)

別表第2（第2条から第6条まで関係）

(着)